

レセ電通信医 2020016 号
令和 2 年 8 月 28 日

レセプト電算処理医科システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC用）の
厚生労働省ホームページ（診療報酬情報提供サービス）への掲載について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名」（平成 20 年厚生労働省告示第 95 号）が、令和 2 年 8 月 25 日付け厚生労働省告示第 301 号をもって一部改正されたこと等に伴い、厚生労働省ホームページ（診療報酬情報提供サービス）に掲載されているオンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC用）（以下「記録条件仕様」という。）が、下記のとおり更新されましたのでお知らせします。

記

- 1 記録条件仕様の「別表 27 診療区分コード」に次の項目が追加された。
 - (1) 「0274 カブマチニブ塩酸塩」
 - (2) 「0275 チルドラキズマブ」
 - (3) 「0276 イサツキシマブ」

- 2 記録条件仕様の「別表 38 確認区分コード」に次の項目が追加された。
 - (1) 「09 審査支払機関に請求後 枝番特定」
 - (2) 「14 保険者等に請求後 枝番特定」